

2025 年 6 月 2 日

技能実習法に係る関西地区地域協議会 御中

連合近畿地方ブロック連絡会

日本労働組合総連合会大阪府連合会



外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2024 年に成立した「入管難民法及び技能実習法改正法」では、①技能実習制度の見直しによる人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設、②特定技能制度の適正化などの外国人労働者保護の強化、などが盛り込まれました。今後、改正法の施行に向け、人権保護などの実効性確保や、外国人育成就労機構の抜本的な体制強化とともに、受入れ分野や従事する業務の適切な設定等、制度の適正な運用に向けた議論が求められます。

また、改正法が施行されるまでの間、技能実習制度は存続されますが、技能実習生に対する低賃金や劣悪な就労環境、長時間労働、ハラスメント、解雇等の労働関係法令違反等の問題の発生は後を絶たず、適正な制度運用及び技能実習生の保護という役割を十分果たせていない実習実施者や監理団体も存在しています。関係法令等の遵守はもとより、適正な制度実施に向け、行政機関による周知・広報や監督指導強化の取り組みが求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
2. 監理団体への年 1 回の実地検査ならびに実習実施者への 3 年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
3. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構大阪事務所の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。そのための予算について、制度所管省庁に対し要望すること。

4. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで就労できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。また、日本語能力など外国人労働者の特性を踏まえた労働安全衛生対策の確実な実行および、労働災害の低減に向けた対策を講じること。
5. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、「技能等の適正な修得等のために技能実習が整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る」という技能実習法の基本理念に則り、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
6. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、多言語相談対応やSNSの活用等、技能実習生がアクセスしやすい多様な相談支援体制を構築・拡充するとともに、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
9. 実習先事業場の所在地と居住する地域が異なり支援が行き届かない場合もあることから、地域協議会を活用し、地域全体としてきめ細やかな支援に取り組むこと。また、現場の実態把握に向け、当該地域の労使団体等を構成員として加える等、地域協議会の機能強化を図ること。
10. 近畿ブロックにおいて把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
11. 2024年11月に改正された「やむを得ない事情がある場合の転籍」に係る技能実習制度運用要領について、技能実習生、実習実施者、監理団体に対し、周知徹底すること。

12. 技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋するとともに次の実習先が見つかるまでの間の生活支援等を行う必要があることを周知徹底すること。また、監理団体において新たな実習先の斡旋ができない場合、あるいは一定期間斡旋ができていない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って、速やかに新たな実習先を斡旋すること。
13. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。
14. 技能実習制度の見直し（2024 年改正法）について、混乱が生じないように、来日予定者を含めた技能実習生や実習実施者、監理団体等に対し、多言語相談対応を含め、丁寧な説明や相談対応を行うこと。
15. 職場での暴力やパワハラを訴える技能実習生が多いことから、実習実施者に対して改正労働施策推進法（パワハラ防止法）の周知を徹底すること。また、重大な人権侵害事案に関しては、実習実施機関に対する実習の取消処分を行い、被害技能実習生については、速やかに技能実習機構主導で転籍をはかること。
16. 近年、女性技能実習生の妊娠・出産にかかわるトラブルが多くみられるため、令和 5 年 4 月 3 日付「やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続改正に係る周知及び妊娠・出産等を理由とした不利益取扱の禁止の徹底について」を、改めて技能実習生、実習実施機関に周知するとともに、入国後講習などの必須項目として定めること。
17. 実習実施者や監理団体による迫害によって住居がなくなった技能実習生については、機構が用意している緊急時の一時宿泊施設を積極的に活用し、技能実習生の保護をはかること。

以 上